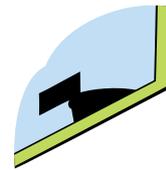




令和6年度 群馬県立館林高等特別支援学校

がっこうせいかつ

学校生活のきまり



がっこうせいかつ ゆういぎ す る ー る まも がくしゅう と く
学校生活が有意義に過ごせるよう、ルールを守って、学習に取り組みましょう。

せい と ころ え 生徒心得

- ひとりひとり こ おう しゃかいじりつ しゃかいさんか めざ ゆういぎ こうこうせいかつ おく
一人一人が個に応じた社会自立と社会参加を目指し、有意義な高校生活を送ること。
- こうしゃ がっこうしよゆうぶつどう こうきょうぶつ たいせつ
校舎、学校所有物等、公共物を大切にすること。
- みぶんしようめいしよ み つ
身分証明書は身に付けておくこと。



1 こうない せいかつ 校内での生活について

- ① しよじひん かなら きめい
所持品には必ず記名すること。
- ② がっこうせいかつ ふよう ぶつびん も こ きんきゆうよう ひつよう きんせんどう きちようひん み
学校生活に不要な物品は持ち込まない。また、緊急用などに必要な金銭等の貴重品については身につける等、自己管理を徹底すること。(多額な金銭は特に学校の指示がない限り持ってこない。)
きんきゆうよう こうしゆうてんわだい ばす てんしゃ うんちん ていきけんわす たいおう
※緊急用とは、公衆電話代、バス・電車の運賃(定期券忘れ対応)
- ③ けいたいでんわどう ふいーちゃーふおん すまーとふおん きつずお けいたいでんわどう こうない も こ
携帯電話等(フィーチャーフォン、スマートフォン、キッズ向け携帯電話等)の校内への持ち込みは原則として行わない。ただし、携帯電話等を所持する必要がある場合は「携帯電話等所持許可願」を提出する。
きよか じようけん い か てん き まも
許可の条件として以下の3点の決まりを守ること。
 - ア どうげこうちゆう ほごしや がっこう ばん ばん しよう きよか
登下校中は「保護者・学校・110番・119番」のみ使用を許可する。
 - イ こうない しよう
校内は使用しない。
どうこうご てんげん き しょくいんしつ ほかん げこうじ へんきやく へんきやくご てんげん い
(登校後は電源を切り職員室で保管、下校時に返却。返却後は電源を入れてよい。)
 - ウ ともだちどうし か か おこな
友達同士での貸し借りは行わない。



2 どうげこう 登下校について

- ※ つうがく じてんしゃ こうきょうこうつう きかん りよう せいと つぎ じこう まも
通学に自転車・公共交通機関を利用する生徒は、次の事項を守ること。
- ① どうげこう さい こうつうほうきどう まも こうつう あんぜん はか
登下校の際は交通法規等をよく守り、交通の安全を図る。
- ② どうこうちゆう じ こうとう ちこう けっせき ばあい がっこう れんらく
登校中に事故等で遅刻や欠席をする場合は、すぐに学校へ連絡する。
- ③ しぎょうじこく ぶんまえ じ ぶん よゆう どうこう かえ ほーむるーお ぶかつどう しゅうりようご
始業時刻10分前(8時30分)までに、余裕をもって登校し、帰りのホームルーム(部活動)終了後は、速やかに下校する。
- ④ てんしゃ ばす こうきょうこうつう きかん りよう じしゅうつうがく ばあい えき てい しゃない る ー る けいたい
電車やバスなどの公共交通機関を利用して自主通学する場合は、駅やバス停、車内でのルール(携帯電話等の目的外使用禁止)やマナーを守り、他の乗客に迷惑にならないように気を付けること。
- ⑤ じてんしゃつうがく ばあい じてんしゃつうがくきよか ねがい ていしゅつ つぎ じこう まも
自転車通学をする場合は、「自転車通学許可願」を提出し、次の事項を守ること。
 - ア こうつうる ー る まも じてんしゃじようようへる めつと ちやくよう さだ つうがくろ あんぜん そうこう
交通ルールを守り、自転車乗用ヘルメットを着用して定められた通学路を安全に走行すること
ふたりの へいれつうてん じてんしゃ うんてん へつどほんうんてん けいたいでんわどう み うんてん
(二人乗り、並列運転、自転車あおり運転、ヘッドホン運転、携帯電話等を見ながらの運転はしない)
 - イ じゅうぶんせいび からだ あ じてんしゃ りよう にちじようてき てんけん
十分整備され体に合った自転車を利用し、日常的に点検すること。

ウ 雨の日はレインコートを着用すること。(傘差し運転はしない)

エ 暗くなったらライトをつけて走行すること。(無灯火運転はしない)

オ 交差点では信号を遵守し、横断や右折の際は必ず一時停止して左右の安全確認をすること。

カ 駅や学校に置くときは、決められた場所に置き、鍵をかけること。

キ 通学に際しては、常に時間に余裕を持って行動すること。

ク 学校指定のステッカーを後部から見えるように貼ること。

ケ 自転車保険(自転車事故による賠償を保証できる保険や特約)に加入していること。

⑥ 登下校途中での買い食い等の行為は行わない。



3 欠席・遅刻・早退について

① 急に欠席や遅刻をする場合は、8時00分～8時15分の間に保護者が学校へ必ず連絡する。

館林高等特別支援学校 電話番号 0276-71-1000

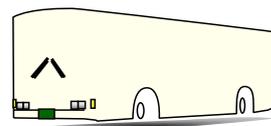
スクールバスへの連絡は以下の通りである。

(登校時) 欠席、遅刻、保護者の送り等により乗車しない場合は、当日朝7時15分から乗車予定の発車時刻5分前までに、必ずバスへ連絡をすること。

〈連絡先〉 学校 : 0276-71-1000

1号車 : 080-2262-6587

2号車 : 080-2599-8875



② 早退や欠課をする時は担任の許可を得る。体調不良による場合は養護教諭に相談し、その指示に従う。

③ 欠席・遅刻・早退等が予定されている時は、前もって担任に連絡する。

4

制服等について

項目	すらくすすたいる スラックススタイル	すかーとすたいる スカートスタイル
せいふく ①制服	<p>ほんこうしてい せいふく ちやくよう 本校指定の制服を着用する。</p> <p>ふゆふく がつついたち がつ にち 冬服 (10月1日～5月31日)</p> <p>なつふく がつついたち がつ にち りやくそうきかん 夏服 (6月1日～9月30日) 略装期間</p> <div data-bbox="403 517 472 573" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">ふゆふく 冬服</div> <div data-bbox="520 510 769 831" style="text-align: center;">  </div> <p>ぶれざー (襟に校章を付ける) すらくす (くるぶしが隠れる程度) しろわいしやつ (丸襟及び開襟シャツは不可) ネクタイ (スカートスタイルと併用する場合はリボンでも可)</p> <div data-bbox="403 1122 472 1178" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">なつふく 夏服</div> <p>しろわいしやつ (胸ポケットに略章を付ける) すらくす (くるぶしが隠れる程度) ネクタイ (スカートスタイルと併用する場合はリボンでも可) ほんこうしてい さまーべすと ちやくようか 本校指定サマーベストの着用可</p> <p>べると かわ ごうひせい くる こん ちゃ かび ベルトは革または合皮製で、黒・紺・茶で、華美な 装飾等のない、地味な物を着用する。</p> <p>いじょう せいそう なつふく りやくそうきかん 以上を正装とする。ただし、夏服(略装期間)につ ては、ネクタイ・リボンを着用しなくても可。</p> <p>ぼうかんよう ぶれざー した かーていがん べすとるい ちやくよう えり 防寒用としてブレザーの下に、カーディガン、ベスト類を着用してもよいが、襟 もと ゆう ぶいねっく いろ こん くる ぐれー ちゃ べーじゅ しろ むじ 元はU、Vネックのものとする。色は紺、黒、グレー、茶、ベージュ、白の無地と し、制服から袖や裾がはみ出さないものとする。</p> <p>ふーどつ ばーかーるい ちやくよう ふか ※フード付きパーカー類の着用は不可</p>	<div data-bbox="906 517 975 573" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">ふゆふく 冬服</div> <div data-bbox="1010 510 1259 831" style="text-align: center;">  </div> <p>ぶれざー (襟に校章を付ける) すかーと (膝が隠れる程度) しろわいしやつ (丸襟及び開襟シャツは不可) リボン (スラックススタイルと併用する場合はネクタイでも可)</p> <div data-bbox="906 1122 975 1178" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">なつふく 夏服</div> <p>しろわいしやつ (胸ポケットに略章を付ける) すかーと (膝が隠れる程度) リボン (スラックススタイルと併用する場合はネクタイでも可) ほんこうしてい さまーべすと ちやくようか 本校指定サマーベストの着用可</p> <p>いじょう せいそう なつふく りやくそうきかん 以上を正装とする。ただし、夏服(略装期間)につ いては、リボン・ネクタイを着用しなくても可。</p>
	<div data-bbox="236 1895 371 1973" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> おーぼーこーと ②オーバーコート (ウインドブレーカー) </div> <p>こうこうせい じみ ちやくよう 高校生らしい地味なものを着用する。 (色はカーディガン、ベスト類と同じとする。) じーんず かわ けいとどう きじ ふか じゅぎょうちゅう め ジーンズ・皮・毛糸等の生地は不可。※授業中は脱ぐこと。</p> <div data-bbox="236 2018 371 2074" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> つうがくぐつ ③通学靴 </div> <p>くる かつ また うんどうぐつ (地味なものを使用し、高価なものは避けること。)</p> <div data-bbox="236 2074 371 2107" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> うんどうぎ ④運動着 </div> <p>あおじゃーじじょうげ はーふぱんつ はんそでていしやつ ぜんいんこうにゆう 青ジャージ上下、ハーフパンツ、半袖Tシャツは全員購入する。</p>	

さぎょうぎ 作業着 うわば 上履き たいいくかんば 体育館履き	しろながそでていしやつ とれーなー きぼうしゃ こうにゆう 白長袖Tシャツ、トレーナーは希望者のみ購入する。 さぎょうぎ さーびすそうごうか こうにゆう 作業着はサービス総合科のみ購入する。 うわば たいいくかんば ほんこうしてい もの ちゃくよう 上履き、体育館履きは本校指定の物を着用する。
くつした ⑤靴下	こん くろ しろ むじ わんぼいんと 紺、黒、白の無地とする。(ワンポイント 可。ただし足首が隠れる長さのもの。) か あしくび かく なが ぎしき しぎょうしき しゅうぎょうしき のぞ ※儀式(始業式・終業式を除く)の さい くろ むじ わんぼいんとか 際は黒無地とする。(ワンポイント可、 ただし足首が隠れる長さのもの。)
かばん ⑥カバン まふらー マフラー	かばん りゅっくさっく かる りょうて あ のぞ カバンは、リュックサックのように、軽くて両手が空けられるものが望ましい。 まふらー しょう じみ マフラーを使用するときは、地味なものとする。
とうはつ ⑦頭髪	こうこうせい かみがた ちゃばつ ばーまとう きんし まえがみ め 高校生にふさわしい髪型とし、茶髪、パーマ等は禁止する。前髪は目にかからな いようにすること。男子の後髪は、ブレザーの襟にかからない長さとし、横は耳が かく 隠れないように、もみあげは耳より下に出ないようにすること。女子について、髪が かた 肩にかかる場合は編むかしばるようになること。
れいんこーと ⑧レインコート	うてんじ じてんしゃつうがく ばあい かなら れいんこーと ちゃくよう 雨天時、自転車通学する場合は、必ずレインコートを着用する。
へるめつと ⑨ヘルメット	じてんしゃつうがくじ かなら じてんしゃじょうようへるめつと ちゃくよう 自転車通学時は必ず自転車乗用ヘルメットを着用する。
た ⑩その他	だんじよ まゆ ほそ びあすとう そうしよくひんるい けしやうひんとう ふか 男女とも、眉を細くすること、ピアス等の装飾品類、化粧品等は不可。

- ※登下校の時は、制服を着用する。学校にいる時は、指定の運動着、実習の時には、指定の作業着または作業用エプロンを着用する。
- ※中学校で許可されたカバンやリュックサック、ウインドブレーカー、自転車乗用ヘルメットを使用してもよい。ただし、中学校名が表に出る場合は使用不可とする。(見えないように上に加工程すれば可。)
- ※障害の特性や身体的な機能障害等により、指定された制服・運動着・上履き・体育館履き等の着用が難しいなど、特別な事情がある場合は、異装届を提出し許可を得た上で、指定品以外の物を着用すること。(頭髪についても特別な事情がある場合は異装届を提出すること。)

5 校外での生活について

- ① 二輪車・四輪車の免許取得及び利用については、本校の「二輪車及び四輪車に関する規定」に従う。
- ② アルバイトは届け出制であるので、アルバイトを実施する希望がある場合には、学級担任と連絡を取り合い生徒指導部に上げ、審議の上「アルバイト届」を校長に提出すること。
- ※アルバイトを行う生徒は次の事項を守ること。
- ア 遅刻や早退などがなく、学校の決まりを守り、問題なく学校生活が送れていること。
- イ 学校生活に支障を生じないこと。
- ウ 将来の職業自立を目的とすること。
- エ 職種において危険性がないこと。
- オ 労働時間は1日8時間以内とし、深夜時間帯(午後9時から午前5時)は行わないこと。
- カ 保護者が雇用主と連絡を取り合い、アルバイト実施上の事故等について一切の責任を持つこと。
- キ キャリア実習期間中はアルバイトを実施しないこと。
- ク 1学年でのアルバイトは、原則2学期(夏期休業中も含む)以降から実施可能とすること。
- ケ アルバイトをやめたり、勤務場所や時間帯等に変更があったりした場合には、速やかに学校へ報告すること。
- ③ 喫煙、飲酒、薬物その他、法令等で未成年者に対して禁止されている行為は絶対にしてはならない。
- ④ 夜遊び(午後10時以降の外 出 はしない)、よからぬ場所(パチンコ店、風俗店、飲酒する場所、公営ギャンブル場等)への立ち寄り、無断外泊、深夜徘徊等、常識的に考え、高校生としての自覚を持って行動すること。不良図書雑誌を読まないこと。インターネット等の有害サイトを閲覧、利用しないこと。
- ⑤ 海外旅行もしくは3日以上の旅 行 をするときは、1週間前までに担任へ「旅行届」を提出すること。

6 二輪車及び四輪車に関する規定

I 二輪車(バイク)

(1) 利用について

- ① 利用できる生徒は、次のア～ウのいずれかに該当する生徒(以下「許可該当生徒」という。)に限る。

ア 公共交通機関のない山間地からの遠距離通学など登下校に著しい支障をきたす者

イ 家庭事情により恒常的に家業の手伝いがあり、登下校に二輪車を必要とする者

ウ その他特別な事情があり、登下校に二輪車を必要とする者

- ② 原則として、学校管理下外の利用は禁止する。
- ③ 利用は、原動機付き自転車(50cc以下)に限る。
- ④ 任意保険に加入していない車両の利用はしない。

(2) 免許取得について

- ① 二輪車利用基準の許可該当生徒のうち、免許を取得する希望が生徒及びその保護者からあった場合は、係から生徒とその保護者に対し二輪車利用基準の目的及び意義を十分に説明し、理解を求めた上で、「二輪車免許取得許可願」を配布する。

- ② 二輪車利用基準の許可該当生徒以外で、免許取得を希望する生徒及びその保護者に対しては、二輪車利用基準の目的及び意義を十分に説明し、理解を求めた上で、なお、免許の取得を希望する場合には、「二輪車免許取得許可願」を配布する。
- ③ 免許取得を希望する生徒・保護者は事前に「二輪車免許取得許可願」を学校に提出する。
- ④ 免許証を取得した生徒は、速やかに学校へ申し出る。

2 四輪車（自動車）

(1) 利用について

原則として、卒業するまで運転はしないこととする。ただし、学校管理下外においては、保護者の許可のもと、保護者が同乗する場合に限り利用を認める。

(2) 免許取得について

- ① 第3学年に在籍し、原則として卒業後の進路が内定した生徒に限り認める。
- ② 下記の【普通自動車免許取得の流れ】に沿って、手続きを進めることとする。
- ③ 下記の【普通自動車免許取得に関する注意事項】を遵守することとする。

【普通自動車免許取得の流れ】

- ① 第3学年保護者会において、係が普通自動車免許取得の流れを説明し、普通自動車免許取得希望調査をおこなう。なお、希望者に「普通自動車免許取得許可願」を配布する。
- ② 希望者は、「普通自動車免許取得願」を担任へ提出し、担任は係へ、係は校長へ提出し、許可を得る。
- ③ 許可を得た生徒と保護者は、「普通自動車免許取得のための説明会」に参加し、「普通自動車免許取得許可証」を受け取る。
- ④ 許可証を受け取った生徒と保護者は、教習所の受付時に提示し、教習を開始する。なお、教習所の確認印を受領した「許可証」は担任に提出する。

【普通自動車免許取得に関する注意事項】

- ① 「普通自動車免許取得のための説明会」に保護者同伴で参加し、「普通自動車免許取得許可願」を提出し、許可を得ること。
- ② 同免許の取得が認められた生徒は、「普通自動車免許取得許可証」の交付を受ける。教習開始の際には「普通自動車免許取得許可証」を教習所に提示し、確認印を受領後、担任へ提出する。
- ③ 同免許取得のため教習開始は、10月1日以降とする。ただし、手続き（入所、適性、検査）の開始日は、9月15日から認める。
- ④ 教習所に通うために学校を遅刻・欠席・早退することは認めない。ただし、修了検定、卒業検定等の特別な事情がある場合は学級担任に申し出て、許可を受けた場合は認める。なお、合否の結果は直ちに報告することとする。
- ⑤ キャリア実習期間中の教習や受講は行わない。
- ⑥ 免許証を取得した生徒は、速やかに学校に申し出る。なお、免許証は保護者保管とし、原則として卒業まで運転はしない。

7

男女交際について

※適切な距離感の対人関係やコミュニケーション能力、性に関する正しい知識が不十分なままで異性間の交友が深まった場合、重大なトラブルや取り返しのつかない結果を生じる心配があります。そのため、本校では以下の決まりを守ることとします。

- ①デートなど、男女2人だけにならない。
- ②手をつなぐなど、身体接触の禁止。
- ③友達と出かけるときは男女それぞれ複数で行動する。